

企画競争実施の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成27年6月22日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 佐野 郁夫

1. 業務概要

(1) 業務名

石綿健康被害救済制度に関する広報業務

(2) 業務内容

仕様書(企画競争説明書添付資料)のとおり

(3) 期間

契約締結の日から平成28年3月17日まで

(4) 予算額

総額 138,000千円(消費税及び地方消費税等を含む。)

2. 企画競争参加資格要件

(1) 企画競争に参加することができない者(別紙参照)

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則(以下「取扱細則」という。)第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条に規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者等

(2) 平成25年・26年・27年度競争参加資格(全省庁統一規格)の「役務の提供等」の「広告・宣伝」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(3) 上記(2)の「資格審査結果通知書」の写しを、企画書等提出期限までに提出できる者であること。

(4) 企画競争説明会に参加した者であること。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 契約条項を示す場所、企画競争説明書の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、企画競争説明書の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 企画調整課 影山・増子

TEL : 044-520-9614

FAX : 044-520-2193

e-mail : i-kikaku@erca.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間

本公示の日から平成27年8月11日(火)の17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(ただし、12時00分～13時00分は除く。)とする。

なお、電子メールによる企画競争説明書の交付を受けようとする時は、平成27年8月11日(火)の17時00分までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、機構から企画競争説明書一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名:【企画競争説明書希望】石綿健康被害救済制度に関する広報業務

本文 :①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤電子メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX 番号

⑧企画競争説明書を希望する企画競争の名称

電子メールを送受信する環境が無い場合には、平成27年8月7日(金)までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(ただし、12時00分～13時00分は除く。)に、上記(1)の連絡先にFAXで上記必要事項を連絡すること。後日、機構からFAXもしくは郵送で企画競争説明書一式を交付する。

(3) 企画競争説明会の日時及び場所

平成27年8月12日(水) 10時30分から

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階

独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

※本説明会に参加するには事前申込が必要です。(企画競争説明書参照)

※本説明会に参加しない場合、企画競争に参加することができません。

4. 企画募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー9階

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 企画調整課 影山・増子

TEL : 044-520-9614

FAX : 044-520-2193

e-mail : i-kikaku@erca.go.jp

(2) 受付先

TEL、FAX(A4、様式自由)又は電子メールにて受け付ける。

(3) 受付期間

平成27年8月25日(火)までの10時00分～17時00分(TELの場合は12時00分～13時00分を除く。)

(4) 回答

平成 27 年 8 月 26 日 (水) 17 時 30 分までに、質問者に対して TEL、FAX 又は電子メールにより行う。

5. 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 企画書

② 経費内訳書

平成 27 年度石綿健康被害救済制度に関する広報業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税を含む。)を記載した内訳書。

③ 提出者の概要(会社概要等)がわかる資料

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成 27 年 8 月 27 日 (木) 17 時 30 分

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 情報業務課

③ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着とする。)

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

④ 提出に当たっての留意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時00分から17時30分まで(12時00分～13時00分は除く。)とする。

イ 郵送する場合には、封書の表に『平成 27 年度石綿健康被害救済制度に関する広報業務』に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は無効とする。

ウ 提出された企画書等はその事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者当たり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合は全てを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、機構において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、独立行政法人の所有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合

がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

6. 企画競争手続等

提出された企画書等の審査において得た得点順で上位 5 位までの企画書等についてプレゼンテーションを行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。

(1) 企画書等のプレゼンテーション

① 日時

平成 27 年 9 月 2 日 (水) 13 時 30 分

② 場所

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8 階
独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

(2) 審査結果

審査結果は、企画書等を提出した者に遅滞なく通知する。

7. その他

(1) 企画競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金に関する事項

免除する。

(3) 企画書等の無効

本公示に示した競争資格のない者の提出した企画書等、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等及び企画競争手続等に関する条件に違反した企画書等は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約相手の決定方法

本公示、企画競争説明書並びにその他資料に基づき作成、提出された企画提案書内容の審査を行い、プレゼンテーションによる審査を経て、契約相手方を決定する。審査方法、審査基準は企画競争説明書による。

(6) その他詳細は企画競争説明書による。

8. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構 OB)の人数、職名及び当構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時時点で在職している当機構 OB に係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内(4 月に締結した契約については原則 93 日以内)

(3)「資格停止措置等」の公表

取扱細則第 5 条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則(抄)

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

(一般競争等に参加させることができない者)

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
 - 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。